

まず外車蒸気船として

明治六年三月七日付建造伺及び仕様の全文は資料一に示す通りであるが、建造伺書主文と、決裁及び仕様の大要を左に掲げる。

伺書主文と決裁

各所燈台ノ巡廻船テ^(マム)ホルノ儀ハ元来石炭ヲ多ク費シ製造不宜其上不断修覆ヲ加ヘ不申候テハ不相叶然ル處追々燈台ヶ所数多ニ相成右船一艘ニテハ巡廻行届兼候就テハ別紙間尺ノ船一艘英国ヘ注文致度尤今ヨリ注文イタシ候テモ落成着港迄ハ凡ニケ年間モ相掛可申ニ付可然儀ニ候ヘハ早速右代價等同國ヘ問合ノ上尚可申進候依之別紙造製大意相添此段相伺申候也

明治六年三月七日

工部大輔山尾庸三

正院御中

伺之通

明治六年三月九日

仕様の大要（物件名以外は現代用語にした）

物件

工部省御用外車蒸氣船

規格

ロイド船級一〇〇A一 耐用十七年

主要寸法

全長	二五〇尺
水線長	二二五尺
最大幅	三〇尺
隔壁の数	五
馬力	約二五〇馬力
船の速力	一〇節半
短艇の数	六隻（内一隻汽艇）
帆装	トップスル・スクーナ一
石炭庫容量	十二日分

この伺書に添付したと考えられる図面として、昭和五十年国立公文書館で発見された彩色を施したものが二枚ある。一枚は綱具之図、他の一枚は平面図である。（図表一）

豪華な仕様

さて、この船は物件名で記した通り「外車蒸氣船」となっているが、後述の通り、実際に注文したときはスクルー船に変更されている。また、冒頭に「十七年請合」という表現で、耐用年数を十七年としている。

現今、船舶の耐用年数は、商船ではその経済性と税制によって左右されており、官公庁船では国有財産或は公用財産としての規定がある。しかし、明治初年に官庁船の耐用年数の規定があったとは考えられない。おそらく巨額の建造費が必要となるので、この船は今後十七年間も使用するから、中古船を購入して高い修繕費を費すよりも、有利であることを強調したものと推量できる。もともと、十五年或は二十年とせず、十七年とした根拠は判然としない。ちなみに明治丸は、明治七年完工、翌八年二月横浜着港以来、明治二十九年七月商船学校に貸与され係留練習船となるまで、優に当初計画された耐用年数を越えて使用されている。

細かいことであるが、この仕様書の「後口広間」の項に「一等飛脚船同様ノ出来各室夜ノ明リハ室間柱仕込ノ「ランプ」ヨリ取ル」の記述がある。当時の船では発電機を備えず照明を専らランプに頼ったものである。今も明治丸の船尾サロンの回りにある船室の柱の上部に、開閉できる半円筒型のガラス蓋をとりつけたランプが箆め込まれている。このランプは奥に反射鏡があり、その前の蠟燭立ての下部に発条を配し、蠟燭の燃焼と共に発条で押上げ、光源が常に反射鏡の中心に来るように工夫されている。なお、連合軍の接収により取壊されてしまったが、「一等飛脚船同様ノ出来」で示された通り、食卓、カップボード等は、極厚で良質のマホガニー材が使用され、往時の豪華な面影を偲ばせていた。